

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
1	県北振興局	管理部 総務企画課	H19.4.2	油焚吸収冷暖房機年間 保守業務委託	1,680,000	長崎市梁川町5-9 株式会社 菱熱 長崎支店 支店長 橋口 安和	当局に設置している三菱ヨーク油焚冷暖房機の 契約履行には、特殊な技術を必要としており、製造 元である三菱ヨーク(株)の冷暖房機器総代理店で ある(株)菱熱以外には、その能力を有する業者が ないため。	第167条の2 第1項第2号
2	県北振興局	管理部 総務企画課	H19.4.2	県北振興局天満庁舎保 安警備業務委託	693,000	長崎市旭町3-6 長崎総合警備株式会社 代表取締役社長 山田 俊治	当該業務は契約相手方設置のセキュリティーボ ックスを使用した機械警備による無人整備であり、新 たにシステムを導入する場合の経費及び機械設置 の期間の有人警備費用がかかること。 また、機械警備にあたって、入居団体負担となる カード(必要配布外のカード)が新たに経費となるこ とから、現在の契約相手に特定される。	第167条の2 第1項第2号
3	県北振興局	管理部 総務企画課	H19.4.2	駐車場使用契約(天満 庁舎)	907,200	熊本県熊本市花畑町2-15 NTTエコーズ株式会社 代表取締役社長 村嶋 隆徳	平成15年度から新たに佐世保教育事務所(現: 佐世保文化財調査事務所)が入居し、来客用駐車 場が不足したため、近隣駐車場の料金を比較し、最 も近い当該駐車場を借上げた。 その後も、近隣の駐車場の料金等の状況変化が なく、利用者の混乱を防ぎ、利便性を図るには、借 上げる駐車場が当該駐車場に特定されるため。	第167条の2 第1項第2号
4	県北振興局	管理部 総務企画課	H19.4.2	県北振興局天満庁舎エ レベーター保守業務委 託	1,973,160	福岡市博多区住吉1-2-25 三菱電機ビルテクノサービス 株式会社 九州支社取締役支社長 石 橋 邦久	当該エレベーターは設置後30年を経過しており、 老朽化が進むとともに修理部品の入手も困難で あり、故障時に確実に早急な対応をするためには、設 置機種に精通している製造元のサービス部門で ある当契約相手に特定されるため。	第167条の2 第1項第2号
5	県北振興局	管理部 総務企画課	H19.11.14	県北振興局吸収式冷暖 房機分解整備工事	3,202,500	長崎市梁川町5-9 株式会社菱熱長崎支店 支店長 湯浅康博	当局に設置している三菱ヨーク油焚冷暖房機の 契約履行には、特殊な技術を必要としており、製造 元である三菱ヨーク(株)の冷暖房機器総代理店で ある(株)菱熱以外には、その能力を有する業者が ないため。	第167条の2 第1項第2号
6	県北振興局	管理部 会計課	H19.4.2	電子計算機端末装置賃 借及び保守に関する 契約	989,856	福岡市博多区御供所町1-1 NECリース(株) 九州支社長 山本 哲也	当該機器はホストコンピュータの端末機として使 用するため、機種を特手業務が動作可能なものにす る必要がある。また、既に導入済みの機器により契 約の相手方を変更すると著しい支障を生じるおそれ があるためNECリースと契約をするものである。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
7	県北振興局	農政部 農政管理課	H19.4.23	三川内町258又258土地分筆登記業務	1,165,962	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による「不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与する」ことを目的として設立された県内唯一の社団法人である。また、登記事務を委託する土地は、広さ、形状等様々であるため、委託料は業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法が利に適っている。 以上により、相手方が一者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しない。	第167条の2 第1項第2号
8	県北振興局	農政部 農政管理課	H19.4.23	新行江町554-1 552-2土地分筆登記業務	1,114,312	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による「不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与する」ことを目的として設立された県内唯一の社団法人である。 また、登記事務を委託する土地は、広さ、形状等様々であるため、委託料は業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法が利に適っている。 以上により、相手方が一者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しない。	第167条の2 第1項第2号
9	県北振興局	農政部 農政管理課	H19.7.17	県営畑地帯総合整備事業飯良地区換地事務委託	10,217,000	佐世保市八幡町1-10 佐世保市長 朝長 則男	「長崎県営土地改良事業の施行に伴う換地計画等の事務の委託に関する要綱」第3条による。また、本業務は区画整理後の土地に係る権利関係を再編整備するものであるため、関係住民の調整を円滑に図れること、機密保持のための公的信用性を満たしていることが必要のため相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
10	県北振興局	農政部 土地改良課	H19.6.11	県単七腕猪調地区積算業務委託	1,365,000	長崎市大黒町9-17 長崎県土地改良事業団体連合会 会長 宮本 正則	当団体は土地改良法に基づき認可された公益法人である。県営事業の積算にあたっては改良版 農業農村整備標準積算システムという県と共通の積算システムを保守運用しており県内で唯一積算業務を受託できる団体である。使用許諾による守秘義務や有利な価格での委託が可能であることから契約相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
11	県北振興局	農政部 農村整備課	H19.6.11	広域大村東彼杵地区6号橋梁上下部工事現場技術業務委託	13,230,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	品確法第15条第1項にある発注関係事務を適正に行うことができる知識及び経験を有する職員が置かれていること。法令の遵守及び秘密の保持を確保できる体制が整備されていること、その他の発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えたものであること。品確法第8条第1項に基づく基本方針第2の8の(2)に該当する公共工事発注する地方公共団体に対して設計、積算、工事管理等の支援を行う公益法人等により相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号
12	県北振興局	林業部 林業課	H19.10.4	県営林間伐素材生産販売事業委託	9,660,000	東彼杵郡川棚町百津郷字ナリウツ39-125 東彼杵郡森林組合 代表理事組合長 紙谷 修	当該業務は、県営林造成作業実施要領で委託の相手方を「県営林作業執行の経験及び能力を有し、社会的、経済的信用確実にして、かつ県営林地の事情に精通した森林組合及び長崎県森林組合連合会とする」と規定している。 また、県営林特別会計の支出を抑えるため、農林漁業金融公庫から無利子及び低利子の森林整備活性化資金を借り受け運営している。当資金は合理化計画の共同作成が必要で、長崎県林業公社を共同委託者として地域の1森林組合を受託者とする条件で認定を受けているため、契約の相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号
13	県北振興局	林業部 林業課	H19.11.15	県営林間伐素材生産販売事業委託(草ノ尾団地)	3,727,500	北松浦郡佐々町松瀬免463-3 北松森林組合 代表理事組合長 市瀬 健爾	当該業務は、県営林造成作業実施要領で委託の相手方を「県営林作業執行の経験及び能力を有し、社会的、経済的信用確実にして、かつ県営林地の事情に精通した森林組合及び長崎県森林組合連合会とする」と規定している。 また、県営林特別会計の支出を抑えるため、農林漁業金融公庫から無利子及び低利子の森林整備活性化資金を借り受け運営している。当資金は合理化計画の共同作成が必要で、長崎県林業公社を共同委託者として地域の1森林組合を受託者とする条件で認定を受けているため、契約の相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号
14	県北振興局	建設部 用地課	H19.4.2	用地取得事務委託	21,294,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井 健	県が定める「土木部公共用地事務委託取扱要領」により指定された機関であり、用地取得業務に係る専門的知識を有し遂行できる組織人員体制が整っている。よって契約の相手が特定される。	第167条の2 第1項第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
15	県北振興局	建設部 道路建設課	H19.7.2	平成19年度 設計積算及び工事管理 業務委託(第1回契約)	2,490,600	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下 伸生	本業務を遂行するにあたり、業者には、公正性、技術力などが求められる。本契約の相手先は、検討委員会での事務局や発注・施工管理における支援を行うなど公正性があり、また、行政と地域等の連携・調整を実施した経験を有するとともに、専門的な知識、経験を活用した総合的な意見調整及び取りまとめるための技術を有しており、本業務を遂行できる業者として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号
16	県北振興局	建設部 道路建設課ほか	H19.7.2	平成19年度施工体制点 検業務委託	3,424,050	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下 伸生	本業務を遂行するにあたり、業者には、公正性、技術力などが求められる。本契約の相手先は、検討委員会での事務局や発注・施工管理における支援を行うなど公正性があり、また、行政と地域等の連携・調整を実施した経験を有するとともに、専門的な知識、経験を活用した総合的な意見調整及び取りまとめるための技術を有しており、本業務を遂行できる業者として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号
17	県北振興局	建設部 道路建設課	H20.3.31	一般県道平瀬佐世保線 橋梁整備工事(仮栈橋 工1工区)	3,780,000	諫早市小川町1278-3 増崎建設(株) 代表取締役 鬼塚毅	当工事は橋梁が完成するまでの間、工事に必要な足場(仮栈橋)を賃借するものである。この仮栈橋の所有権は仮栈橋を施工した増崎建設(株)にあるため、必然的に契約相手が特定され増崎建設(株)との1者随意契約となる。	第167条の2 第1項第2号
18	県北振興局	建設部 道路建設課	H20.3.31	一般県道平瀬佐世保線 橋梁整備工事(仮栈橋 工2工区)	1,935,150	佐世保市白木町3-18 (株)上滝佐世保支店 代表取締役支店長 竹本悟	当工事は橋梁が完成するまでの間、工事に必要な足場(仮栈橋)を賃借するものである。この仮栈橋の所有権は仮栈橋を施工した(株)上滝佐世保支店にあるため、必然的に契約相手が特定され(株)上滝佐世保支店との1者随意契約となる。	第167条の2 第1項第2号
19	県北振興局	建設部 道路建設課	H20.3.31	一般国道202号道路改 良工事(重点監督業務 委託)	14,595,000	大村市池田2丁目1311番3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下 伸生	本業務を遂行するにあたり、業者には、公正性、技術力などが求められる。本契約の相手先は、検討委員会での事務局や発注・施工管理における支援を行うなど公正性があり、また、行政と地域等の連携・調整を実施した経験を有するとともに、専門的な知識、経験を活用した総合的な意見調整及び取りまとめるための技術を有しており、本業務を遂行できる業者として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号
20	県北振興局	建設部 道路維持課	H19.5.1	一般県道小値賀循環線 他2線道路維持管理委 託	3,188,850	北松浦郡小値賀町笛吹郷23 76-1 小値賀町長 山田 憲道	当業務は、休日も含め常時県道を管理し、現場(小値賀島)での道路管理者としての行政的判断が必要であり、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
21	県北振興局	建設部 道路維持課	H19.5.1	一般県道宇久島循環線 道路維持管理委託	3,891,300	佐世保市八幡町1-10 佐世保市長 朝長 則男	当業務は、休日も含め常時県道を管理し、現場(宇久島)での道路管理者としての行政的判断が必要であり、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
22	県北振興局	建設部 河港課	H19.4.2	小値賀漁港海岸環境整備施設および小値賀・斑漁港環境整備施設にかかる管理業務委託	1,212,500	北松浦郡小値賀町笛吹郷2376-1 小値賀町長 山田 憲道	当業務は、現場管理者としての行政的判断が必要であり、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
23	県北振興局	建設部 河港課	H19.4.2	彼杵港港湾環境施設管理業務委託	1,929,900	東彼杵町蔵本郷1850-6 東彼杵町長 紙谷 修	当業務は、現場管理者としての行政的判断が必要であり、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
24	県北振興局	建設部 河港課	H19.4.10	鷲尾岳地区地すべり対策工事(再評価検討業務委託)	3,675,000	東京都千代田区九段南4-8-21 (財)砂防・地すべり技術センター 理事長 池谷 浩	当業務は、事業継続の必要性を説明できる基礎資料の作成を行うものである。(平成19年度、長崎県公共事業評価監視委員会における再評価対象箇所となっており、今後、基本計画策定時からの社会経済の変化に伴う全体計画の見直しが必要。)そのため、適切な地すべりブロック設定、残事業費の設定、費用対効果の再検討を行う必要があり、この業務を円滑に実施するには、対象地区の対策事業に利害関係を持たず客観的で中立な立場での検討を行うことができる当契約相手に特定されるため。	第167条の2 第1項第2号
25	県北振興局	建設部 河港課	H19.6.8	19県北河ふ第1-1号 佐々川魚道検討業務委託	3,570,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	本業務を遂行するにあたり、業者には、公正性、技術力などが求められる。本契約の相手先は、検討委員会での事務局や発注・施工管理における支援を行うなど公正性があり、また、行政と地域等の連携・調整を実施した経験を有するとともに、専門的な知識、経験を活用した総合的な意見調整及び取りまとめるための技術を有しており、本業務を遂行できる業者として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号
26	県北振興局	建設部 河港課	H19.6.8	19県北河改調第1号 早岐川河川整備計画検討委員会運営業務	4,935,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究センター 理事長 城下 伸生	本業務を遂行するにあたり、業者には、公正性、技術力などが求められる。本契約の相手先は、検討委員会での事務局や発注・施工管理における支援を行うなど公正性があり、また、行政と地域等の連携・調整を実施した経験を有するとともに、専門的な知識、経験を活用した総合的な意見調整及び取りまとめるための技術を有しており、本業務を遂行できる業者として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
27	県北振興局	建設部 河港課	H19.7.9	平成19年度 設計積算及び工事管理 業務委託(第2回契約)	6,274,800	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下 伸生	本業務を遂行するにあたり、業者には、公正性、技術力などが求められる。本契約の相手先は、検討委員会での事務局や発注・施工管理における支援を行うなど公正性があり、また、行政と地域等の連携・調整を実施した経験を有するとともに、専門的な知識、経験を活用した総合的な意見調整及び取りまとめるための技術を有しており、本業務を遂行できる業者として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号
28	県北振興局	建設部 河港課	H19.11.30	大屋地区地すべり対策 工事(再評価検討業務 委託)	3,727,500	東京都千代田区九段南4-8- 21 (財)砂防・地すべり技術セン ター 理事長 池谷 浩	当業務は、事業継続の必要性を説明できる基礎資料の作成を行うものである。(平成20年度、長崎県公共事業評価監視委員会における再評価対象箇所となっており、今後、基本計画策定時からの社会経済の変化に伴う全体計画の見直しが必要。)そのため、適切な地すべりブロック設定、残事業費の設定、費用対効果の再検討を行う必要があり、この業務を円滑に実施するには、次の事項を満たす当契約相手に特定されるため。 1.対象地区の対策事業に利害関係を持たず客観的で中立な立場での検討を行うことができる。 2.砂防・地すべり分野の高度な技術力を有する専門技術者や総合的見地からの高度な判断・指導調整能力を有する。 3.砂防関係事業の効率的な推進に寄与するため試験研究を行っている。	第167条の2 第1項第2号
29	県北振興局	建設部 河港課	H19.12.20	平成19年度 設計積算及び工事管理 業務委託(第3回契約)	8,303,400	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下 伸生	本業務を遂行するにあたり、業者には、公正性、技術力などが求められる。本契約の相手先は、検討委員会での事務局や発注・施工管理における支援を行うなど公正性があり、また、行政と地域等の連携・調整を実施した経験を有するとともに、専門的な知識、経験を活用した総合的な意見調整及び取りまとめるための技術を有しており、本業務を遂行できる業者として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
30	県北振興局	建設部 河港課	H20.1.23	瀬戸越2丁目(2)地区急 傾斜地崩壊対策工事 (用地測量業務委託)	1,915,966	長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記土 地家屋調査士協会 理事長 石橋 孝作	<p>社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。また、これまでの公嘱協会の実績、貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託業務を締結するに当たっては、専門業務の適正さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。</p>	第167条の2 第1項第2号
31	県北振興局	建設部 河港課	H20.2.26	小森川臨時河川調査業 務委託	1,627,500	大村市池田2丁目1311番3 (財)長崎県建設技術研究セン ター 理事長 城下 伸生	<p>・財団法人長崎県建設技術研究センターは、公共事業の円滑な執行並びに建設事業の推進及び発展に寄与することを目的として設立された公益法人であり、土木行政の業務代行機関としての信頼がおける公平・公正な機関である。また、公共事業において公正・中立の立場から業務を受託し、県・市町の建設事業を補完・支援し、これまでに行われた同等の業務に携わり、専門的な知識、経験を活用した総合的な意見調整及び取り纏めるための技術を有しており、土木行政に精通した機関である。</p> <p>・同法人は財団法人であることから、同種業務を民間コンサルタントへ発注するよりも諸経費を20%程度軽減できる。</p> <p>・同法人は、これまで多くの委員会開催実績があり、同法人の基礎資料は、これまで行われた委員会の基礎資料と同等の成果が得られる。</p> <p>・従って、上記理由により、本業務を遂行できる業者は技術力の向上及び人材育成に寄与している財団法人長崎県建設技術研究センターが適当と考えられ、よって、業務の特殊性を考慮した上で、同業者と随意契約を行うものである。</p>	第167条の2 第1項第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
32	県北振興局	田平土木事務所 総務課	H19.4.2	田平土木事務所宿日直 業務委託	2,492,000	個人名につき非公開	当業務の請負者は保安上十分信頼のおけるものである必要がある。契約の相手先の個人は宿日直業務を本業としている者ではないため、こちらから条件提示を行って受託依頼をしている状況にある。従って、競争原理を活かすような契約にはなじまない。夜間休日の宿日直については、気象警報発令・事故通報・災害発生時等の緊急事態への対応という特殊性があり、機械警備では対応できない。	第167条の2 第1項第2号
33	県北振興局	田平土木事務所 総務課	H19.4.2	館浦漁港、生月漁港、大 根坂漁港緑地等管理業 務委託	1,719,200	平戸市岩の上町1508-3 平戸市長 白浜信	当業務は、現場管理者としての行政的判断が必要であり、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
34	県北振興局	田平土木事務所 総務課	H19.4.2	松浦港、調川港、福島港 緑地管理業務委託	2,078,300	松浦市志佐町里免365 松浦市長 友広郁洋	当業務は、現場管理者としての行政的判断が必要であり、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
35	県北振興局	田平土木事務所 総務課	H19.9.21	平成19年度設計積算業 務委託	2,146,200	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下伸生	本業務を遂行するにあたり、業者には、公正性、技術力などが求められる。本契約の相手先は、検討委員会での事務局や発注・施工管理における支援を行うなど公正性があり、また、行政と地域等の連携・調整を実施した経験を有するとともに、専門的な知識、経験を活用した総合的な意見調整及び取りまとめるための技術を有しており、本業務を遂行できる業者として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号
36	県北振興局	田平土木事務所 総務課	H19.9.27	神崎港土地表題登記業 務委託(54-160)	1,179,562	長崎県長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記土 地家屋士協会 理事長 石橋孝作	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事業を行う者による「不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与する」ことを目的として設立された県内唯一の社団法人である。 また、登記事務を委託する土地は、広さ、形状等様々であるため、委託料は業務ごとに単価を定め、その積み上げにより支払う方法が利に適っている。 以上により、相手方が一者に特定され、その性質又は目的が競争入札に適しない。	第167条の2 第1項第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
37	県北振興局	田平土木事務所 総務課	H19.12.7	平成19年度施工体制点 検業務委託契約(漁港 班)	1,156,050	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下伸生	本業務を遂行するにあたり、業者には、公正性、 技術力などが求められる。本契約の相手先は、検討 委員会での事務局や発注・施工管理における支援 を行うなど公正性があり、また、行政と地域等の連 携・調整を実施した経験を有するとともに、専門的な 知識、経験を活用した総合的な意見調整及び取りま とめるための技術を有しており、本業務を遂行できる 業者として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号
38	県北振興局	田平土木事務所 用地課	H19.5.1	主要地方道佐世保吉井 松浦線道路改良工事 (用地取得業務委託)	5,353,000	長崎市元船町17-1 長崎県土地開発公社 理事長 藤井健	公共事業に必要な土地等の取得に関する事務を 委託する場合の取扱については「土木部公共用地 取得事務委託取扱要領」で委託先及び委託料が定 められている。 また、当該事業箇所における委託先として長崎県 土地開発公社以外の指定機関については、当業務 を受諾できる組織・人員体制がなく、以上により相手 方が一者に特定され、その性質又は目的が競争入 札に適さないため、一者随契を行った。	第167条の2 第1項第2号
39	県北振興局	田平土木事務所 用地課	H19.6.11	一般県道箱浦御崎線道 路用地土地分筆登記業 務	8,063,397	長崎市長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記土 地家屋士協会 理事長 石橋孝作	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家屋 調査士法第63条で官公署等の公共の利益となる事 業を行う者による「不動産の表示に関する登記に必 要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは 申請の適正かつ迅速な実施に寄与する」ことを目的 として設立された県内唯一の社団法人である。 また、登記事務を委託する土地は、広さ、形状等 様々であるため、委託料は業務ごとに単価を定め、 その積み上げにより支払う方法が利に適っている。 以上により、相手方が一者に特定され、その性質 又は目的が競争入札に適しない。	第167条の2 第1項第2号
40	県北振興局	田平土木事務所 用地課	H19.8.16	主要地方道獅子津吉線 道路改良工事(用地測 量業務委託)	3,384,585	長崎県長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記土 地家屋士協会 理事長 石橋孝作	公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、土地家 屋調査士法第63条で官公署等の公共の利益と なる事業を行う者による「不動産の表示に関す る登記に必要な調査若しくは測量又はその登記 の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄 与する」ことを目的として設立された県内唯一 の社団法人である。 また、登記事務を委託する土地は、広さ、形 状等様々であるため、委託料は業務ごとに単価 を定め、その積み上げにより支払う方法が利に 適っている。 以上により、相手方が一者に特定され、その 性質又は目的が競争入札に適しない。	第167条の2 第1項第2号

随意契約の限度額(予定価格) 工事又は製造の請負 250万円、 財産の買入れ 160万円、 物件の借入れ 80万円、 財産の売払い 50万円、 物件の貸付け 30万円、 100万円

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
41	県北振興局	田平土木事務所 道路課	H19.4.2	県道維持管理業務委託 (松浦市)	3,296,000	松浦市志佐町里免365 松浦市長 友広郁洋	当業務は、休日も含め常時県道を管理し、現場(鷹島、福島)で道路管理者としての行政的判断が必要であり、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
42	県北振興局	田平土木事務所 道路課	H19.4.2	一般県道大坂の山線道 路管理委託	957,000	平戸市岩の上町1508-3 平戸市長 白浜信	当業務は、休日も含め常時県道を管理し、現場(大島)での道路管理者としての行政的判断が必要であり、他と競争できず、相手方が特定される。	第167条の2 第1項第2号
43	県北振興局	田平土木事務所 道路課	H19.5.30	一般県道田ノ浦平戸港 舗装補修工事(協議会 運営業務委託)	3,465,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下伸生	本業務を遂行するにあたり、業者には、公正性、技術力などが求められる。本契約の相手先は、検討委員会での事務局や発注・施工管理における支援を行うなど公正性があり、また、行政と地域等の連携・調整を実施した経験を有するとともに、専門的な知識、経験を活用した総合的な意見調整及び取りまとめるための技術を有しており、本業務を遂行できる業者として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号
44	県北振興局	田平土木事務所 道路課	H20.1.22	一般県道田ノ浦平戸港 舗装補修工事(調査業 務委託)	1,785,000	福岡県福岡市博多区恵比寿 2-3-7 エヌ・ティ・ティ・インフラネット (株)九州支店	NTTインフラネット(株)は地下設備を一括で管理しており、計各策定に当たり早急の調査を有することも踏まえ、管の適切な扱いも精通し障害発生時に迅速且つ適切な対応が出来る。又同等の業務に多数携わり、専門的な知識、経験を活用した総合的意見調整を取り求める技術を有している。従って本業務を遂行出来る業者は他に見受けられない。	第167条の2 第1項第2号
45	県北振興局	田平土木事務所 鷹島肥前大橋建 設課	H19.4.9	一般県道鷹島肥前線橋 梁整備設計(鋼橋製作 技術支援業務)	18,690,000	東京都文京区後楽2-2-2 3 (財)海洋架橋・橋梁調査会 理事長 山根孟	本業務は、低価格で受注された工事について、品質管理及び施工管理を重点的に行うことにより、その品質の確保を目的とするものである。橋梁製作、特に溶接工において「ISOで施工完了後に確認することが難しい特殊工程」とされており、専門的で高い施工管理能力、経験を有する技術者が要求されるが、この要件を満たす者は他に見あたらなかったため。	第167条の2 第1項第2号
46	県北振興局	田平土木事務所 鷹島肥前大橋建 設課	H19.5.18	一般県道鷹島肥前線橋 梁整備設計(施工体制 調査)	1,575,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下伸生	施工体制調査は適正な施工の確保、工事管理及び品質管理を図るため行うものである。業務を適正に行うためには知識・経験が豊富で、法令遵守、公平・中立及び守秘義務などの倫理が確立された技術者を配置できる者である必要があるが、この要件を満たす者は他に見あたらなかったため。	第167条の2 第1項第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
47	県北振興局	田平土木事務所 鷹島肥前大橋建設課	H19.7.23	一般県道鷹島肥前線橋 梁整備調査(工事記録 撮影業務)	1,911,000	長崎市上町1-35 (株)プロダクションナップ 代表取締役 河野英雄	本業務は鷹島肥前大橋の工事記録を作成するための業務である。平成12年度より同業者が請け負っており、過年度の著作権は著作権法により同業者が所有している。他業者が本業務を請け負った場合、鷹島肥前大橋完成時の本編編集業務が行えなくなるなど、著しい支障を生じるため。	第167条の2 第1項第2号
48	県北振興局	田平土木事務所 鷹島肥前大橋建設課	H19.7.25	一般県道鷹島肥前線橋 梁整備設計(航行安全 対策検討)	4,137,000	佐世保市小佐々町黒石字小 島339-30 (株)西日本流体技研 代表取締役 松井志郎	本業務は鷹島肥前大橋の海上架設工事の実施に伴う航行船舶に対する安全対策検討、関係者への周知をおこなうものであるが、同業者が九州で唯一、航行船舶調査から操船シミュレーションまでをおこなう特殊技術を有する者であり、架設計画に於ける同様な業務に精通し、適切なアドバイスを行える者が他にいないため。	第167条の2 第1項第2号
49	県北振興局	田平土木事務所 河港課	H19.5.28	天神坂地区急傾斜地崩 壊対策工事(用地測量 業務委託)	2,610,027	長崎市長崎市五島町8-7 (社)長崎県公共嘱託登記土 地家屋士協会 理事長 石橋孝作	<p>社団法人長崎県公共嘱託登記土地家屋調査士協会(以下「公嘱協会」という。)は、土地家屋調査士法第63条に基づき、調査士又は調査士法人が、その専門的能力を結合して官公署による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、法務大臣の許可を受けて設立された社団法人である。本件委託業務は、正にこの規定に合致するものである。</p> <p>また、これまでの公嘱協会の実績、貢献は十分評価できるものであり、地方公共団体が委託業務を締結するに当たっては、専門業務の適正さ、迅速性を求めることが重視されるべきと考える。よって、本件委託契約に関しては、その目的及び内容に照らし、信用、技術、経験等を結合させた公嘱協会と締結することが妥当であり、ひいては県民の利益増進につながるものと合理的に判断されるため。</p>	第167条の2 第1項第2号
50	県北振興局	田平土木事務所 河港課	H19.7.9	阿翁浦地区広域漁港整 備工事(阿翁浦漁港 設 計委託その4)	18,690,000	東京都千代田区内神田1-1 4-10 (財)漁港漁村建設技術研究 所 理事長 岸野昭雄	本業務は、防波堤内水域の静穏と浄化機能を有する整備が求められる。しかし、浄化機能をもつ技術は新しく実績も少ないことから、「港内浄化技術に関する調査・設計ガイド」編纂に関わり、多岐多様な見地と総合的かつ専門的知識を数多く有している当研究所が、本業務を遂行できる業者として最適である。	第167条の2 第1項第2号

平成19年度 限度額を超えた随意契約情報一覧表

部局名: 県北振興局

H20.3.31 現在

番号	所管部局	所管課 (地方機関名)	契約締結日	契約の名称	契約金額(円)	契約の相手先 住所 氏名	随意契約とした理由 (具体的かつ詳細に記載)	地方自治法施行令 適用条項
51	県北振興局	田平土木事務所 河港課	H19.11.12	宮ノ浦地区広域漁港整備 工事(宮ノ浦漁港工事 監督補助業務委託)	6,615,000	大村市池田2丁目1311-3 (財)長崎県建設技術研究セ ンター 理事長 城下 伸生	当業務は、近年の入札制度改革や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行等により、公共工事の適正な施工管理および品質確保が強く求められている中で、公共工事の現場管理体制を強化するための外部委託業務であり、一定の技術力を保持し、公正な立場から業務を遂行できる業者として、当センターが最適であったため。	第167条の2 第1項第2号
52	県北振興局	田平土木事務所 河港課	H19.11.22	阿翁浦地区広域漁港整備 工事(阿翁浦漁港工 事監督補助業務委託)	6,562,500	長崎市元船町17-1 (社)水産土木建設技術セン ター 長崎支所 支所長 徳島 惇	当業務は、近年の入札制度改革や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」の施行等により、公共工事の適正な施工管理および品質確保が求められている中で、公共工事の現場管理体制を強化するための外部委託業務である。また、当該業務の対象工事は、全国でも有数のトラフグ養殖場に隣接しており、水生生物の生態系に特に配慮を行う必要がある。このような中、本業務を円滑に遂行できるのは、水産土木事業に豊富な知見と技術を保有し、県内の実績も多数あり、公正な立場から支援を期待できる当センター以外なかったため。	第167条の2 第1項第2号
53	県北振興局	田平土木事務所 河港課	H19.12.21	阿翁浦地区広域漁港整備 工事(阿翁浦漁港 衛 生管理検討調査委託)	7,455,000	東京都千代田区内神田1-1 4-10 漁港漁村建設技術研究 所 理事長 岸野昭雄	本業務は水産物の供給を前提とした衛生管理型漁港の整備において、実際に水産物の本土消費地への出荷の実証を行い、整備する荷捌施設等の水産物流通関連施設の構造等を決定するための基礎資料を作成するものである。本契約の相手先は、「衛生管理型漁港づくり基本計画策定の手引き」作成にかかわり水産基盤施設及び衛生管理型漁港施設の計画・整備に関する知識・技術・実績を有し、検討委員会の運営能力も優れていることから、本業務を遂行できる業者として適当であるため。	第167条の2 第1項第2号
54	県北振興局	田平土木事務所 河港課	H20.1.21	阿翁浦地区広域漁港整備 工事(阿翁浦漁港 実 施設計用水理模型実 験)	4,462,500	東京都千代田区内神田1-1 4-11 (財)漁港漁村建設技術研究 所 理事長 岸野昭雄	本業務は、遊水式ジャケット型防波堤の構造各部分の検証確認を水理模型実験により行うものである。構造設計に必要な検証方法には標準的なものがないため、全国の海水交換型防波堤の新しい技術や対策研究に長けて高度な技術力を有している当研究所が、本業務を遂行できる業者として最適であったため。	第167条の2 第1項第2号